

安芸灘とびしま海道サイクリングイベント事業補助金交付要綱

スポーツ振興課

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、安芸灘地域においてサイクリングイベントを実施する事業者に対し、安芸灘とびしま海道サイクリングイベント事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安芸灘地域のスポーツの振興及び地域振興に資することを目的とし、補助金の交付に関し、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な要項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「サイクリングイベント」とは、参加者が自転車の走行を楽しむスポーツイベントをいう。

2 この要綱において「安芸灘地域」とは、下蒲刈地区、蒲刈地区、豊浜地区及び豊地区をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 広島県内に事業所又は活動拠点のある法人その他の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正かつ継続的に行うことができるもの
- (2) 過去に、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）と同等以上の規模及び同様の内容のサイクリングイベントを実施した実績がある者（複数法人その他の団体から構成される共同体にあつては、当該共同体を構成する法人その他の団体の実績を含む。）
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から3号に該当しない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象事業者が主催する非営利事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 安芸灘地域の四つの地区を全て通るサイクリングイベントであること。
- (2) 募集定員が1,000人程度の事業であること。
- (3) サイクリングイベントの参加者と安芸灘地域住民との交流等の安芸灘地域の振興が含まれた事業であること。
- (4) 事業の実施に当たり、必要な物品、資材等は、可能な限り呉市内の事業者に発注すること。
- (5) 補助対象事業の実施に係る安全管理マニュアルを作成すること。
- (6) 将来的に補助金の交付を受けずに補助対象事業の実施を目指していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に

規定する補助対象事業に要した別表に掲げる経費であつて、第10条に規定する事業実績報告の日までに契約、取得、実施及び支払が全て完了したものとする。

(補助金の額の算定等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業における収入（補助金の額を除く。）を除いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）又は100万円のいずれか少ない方を上限として算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、別に定める公募要領に基づく期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 補助金の交付決定は、1の年度において1の補助対象事業に限るものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(変更等の申請及び承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金の交付決定を受けた後において、当該補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助事業の変更等を承認するものとし、補助金変更等決定通知書（様式第5号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業（補助金の交付決定を受けたものに限る。次項において同じ。）が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助対象事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、当該提出期限を延長することができる。

(1) 事業報告書又はこれに代わる書類

(2) 収支決算書又はこれに代わる書類

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の休止、中止又は廃止について前条第2項の規定による承認を受けた場合は、その休止、中止又は廃止までの間における補助対象事業の実績を、前項の規定に準じて市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 補助金の額の確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、当該減額になった補助対象経費をもって補助金の額の算出を行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 本件補助金の交付額算定においては、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。ただし、消費税等仕入控除税額の仕入に係る税額控除を行わないことが明らかな場合は、当該補助金の交付額算定において補助対象事業に要する費用に消費税等相当額の全額を含めることができるものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付金額を変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第8条第3項の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(事業の見直し)

第15条 市長は、補助対象事業の内容について、この要綱の実施後3年ごとを目途に、施行状況を勘案し、必要と認める場合は、補助対象事業の見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第16条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途を明確にして、経費の収支を明らかにした書類等を整備するものとする。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日から実施する。

改 正 令和7年4月1日

別表（第5条関係）

経費区分	摘要
謝金	医療関係者，専門家，出演者等の派遣に要する謝金
交通費	医療関係者，専門家，出演者等の派遣に要する運賃や宿泊費など
広告宣伝費	ポスター，チラシ等の印刷製本費，WEB・新聞雑誌・宣伝デザイン等の広告料，案内・広報用の看板制作・設置費など
賃貸料	会場使用料，機材の借上料など
運搬費	運搬，郵送等に要する経費など
委託料	会場設営，受付システム構築等の委託に要する経費など
保険料	イベント保険など
需用費	エイドステーション等で提供する食糧費，参加賞等の購入費，各種消耗品費など
その他	その他運営に必要と認める経費